

神戸ネクストファーマー制度認定研修機関募集要領

第1 目的

この要領は、農業の多様な担い手確保に向けて創設した「神戸ネクストファーマー制度」の運用に向け、神戸ネクストファーマー制度研修機関認定要領に基づき認定する研修機関の募集について必要な事項を定める。

第2 認定対象

この要領により募集する研修機関は、研修生に対して、研修期間を通して農業開始に必要な技術や知識を一定水準以上習得させることが可能な、神戸市内で研修を実施する農業者等育成機関（以下「研修機関」という。）とする。

第3 研修機関の要件

認定する研修機関は、次の要件を全て満たすものとする。

- 1 研修を着実に実施し、研修修了者が円滑に神戸ネクストファーマー資格者となれるよう、関係機関や関係団体等と連携し適切な指導・助言を行うことができること。
- 2 研修希望者の就農意欲やニーズに応えることができる研修実施体制、研修カリキュラム等が整備されていること。

（1） 研修実施体制

- ① 法人にあたっては、定款・規約等に農地管理などに関する内容が明記されていること。
- ② 研修をマネジメントする機能及びその人材等を有しており、年間・月間スケジュール及び実践的な研修カリキュラムが整備されていること。
- ③ 研修を実施する上で必要な講師や指導者を確保しており、また、必要な施設・機械等を備えていること。

（2） 研修期間

概ね 100 時間程度であること。ただし、原則 1 日 8 時間を超えないこと。また、一定の休憩時間（研修時間が 6 時間を超えれば 45 分以上、8 時間を超えれば 1 時間以上の休憩を研修時間の途中に与えること）を確保すること

（3） 研修内容

農業開始に必要な技術や知識を習得させる研修内容が以下の通り総合的かつ体系的に設定されていること

- ① 肥料・土作りから収穫までの一貫した栽培管理技術・知識に関する研修
- ② 収穫後の出荷調整作業に関する研修
- ③ 農業機械・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修

- ④ 栽培終了後の片づけや次作の準備に関する研修
 - ⑤ 販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修
 - ⑥ 地域との関わり方や農道・水路・ため池等の共同利用施設の取り決め、鳥獣対策に関する研修
- 3 研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できること
 - 4 研修生の研修実施状況について適切な評価ができること
 - 5 公序良俗に反する行為を行っていない等、神戸ネクストファーマーを育成する研修機関として適切であること
 - 6 研修終了後に、研修生から希望がある場合、神戸ネクストファーマーとして必要な農地の斡旋や営農地域との調整など、継続的に支援ができる体制が整っていること

第4 応募方法

1 応募申請書類

認定を希望する研修機関は、研修プログラムの受講生募集開始 1ヶ月前まで、かつ本要領で定める期日までに以下の書類を下記応募申請先に提出すること。提出にあたっては郵送または持参とする。

- (1) 研修機関認定申請書（「神戸ネクストファーマー制度研修機関認定要領」に定める様式第1号）

添付書類：運営体制のわかるもの、研修の募集要領及びカリキュラム一覧

応募申請書類は下記ホームページからダウンロードすること。

<https://kobnoseikosha.jp/sato/sato.html>

2 応募申請先

一般財団法人神戸農政公社 里山農村地域振興本部

【所在地】〒651-2204

神戸市西区押部谷町高和 1557-1

【電話】078-991-1557

※神戸農政公社は本事業の実施にあたり、神戸市より運営事務局を受託している。

3 募集期間

令和3年9月22日（水）～

申請期間中随時受付し、申請のあったものから順次審査を行う。

4 審査および通知

提出された応募書類について、神戸ネクストファーマー制度研修機関認定要領に基づき審査を行う。また、市長は審査結果に基づき、認定の可否について申請のあった研修機関に様式第2号により速やかに通知する。ただし、審査の経過は応募者には通知せず、審査の経過についての問い合わせその他一切の照会には応じない。

第5 認定の有効期間

認定した研修機関について、認定の有効期間は定めないが、認定後、適正に研修が行われていない場合や、本要領第3に掲げる要件を満たさなくなった場合は、市から指導を行う。これによる改善が認められない場合、当該研修機関への認定を取り消すとともに、以後、再度の認定は行わないものとする。なお、認定研修機関から認定取り消しの申し出があった場合は認定を取り消すが、研修終了者への支援は必要に応じて行うものとする。

第6 研修機関等の公表

市は認定した研修機関等の情報についてホームページ等で公表し、神戸ネクストファーマー希望者への周知を行う

第7 その他

制度創設時の特例措置として、神戸ネクストファーマー制度研修機関認定要領施行日の1年以内に研修を実施している研修機関については、「神戸ネクストファーマー制度研修機関」として応募することが出来るものとする。

この要領に定めるもののほか、神戸ネクストファーマー制度の運用にあたっては、神戸ネクストファーマー制度実施要綱、神戸ネクストファーマー制度研修機関認定要領に定める。

〈問い合わせ先〉

一般財団法人神戸農政公社 里山農村地域振興本部 川崎、茶谷

住所：〒651-2204 神戸市西区押部谷町高和 1557-1

電話番号：078-991-1557

FAX：078-984-0368